

第5回 行政手続部会 第1検討チーム 議事録

1. 日時：平成30年2月1日（木）9:57～12:30

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、原英史

（専門委員）川田順一、田中良弘、濱西隆男

（政府）奥田参事官

（ヒアリング省庁）栗田照久 金融庁監督局参事官

堀本善雄 金融庁監督局総務課長

岡田実成 金融庁監督局総務課金融会社室貸金業調整官

長谷川貴彦 国土交通省住宅局住宅生産課長

平嶋隆司 国土交通省自動車局貨物課長

金指和彦 国土交通省自動車局旅客課長

平田 研 国土交通省土地・建設産業局建設業課長

出口陽一 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

森光敬子 厚生労働省医政局研究開発振興課長

屋敷次郎 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

竹林経治 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

道野英司 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長

成田裕紀 厚生労働省大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭、少子化対策担当）

鈴木健吾 厚生労働省子ども家庭局総務課児童福祉調査官

内山博之 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

（事務局）田和室長、窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、定刻より若干前でございますが、おそろいでございますので、第5回「行政手続部会第1検討チーム」を開会させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ます。

なお、江田委員、大崎専門委員は御欠席、原委員は遅れての御出席となります。

それでは、早速議事に入ります。本日は前回に引き続き、重点事項のうちの「営業の許可・認可に係る手続」について、金融庁、国土交通省及び厚生労働省からヒアリングを行います。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただき、それを受けて質問、御議論をお願いしたいと思います。

なお、検討を行うに当たり、事前に議論における論点を資料1のとおりメモにまとめ、関係府省に対して通知をしております。

それでは、金融庁より資料2について説明を頂戴したいと思います。時間の関係上10分をお願いいたします。

○堀本総務課長 金融庁です。お手元の資料2「論点に関する回答」に即して御説明をさせていただきますと思います。

1点目の既に一度提出している記載事項の再度の提出の見直しや、一般に公表されている事項の提出について簡略化、省略化することについての検討でございます。

まず、既に一度提出しているものについては、我々のほうで内閣府令や監督指針に基づいて変更箇所のみでよいということにしております。改めて全ての記載事項を提出することにはなっていないということでございます。これらの手続についてはオンライン化をさらに進めたいと思っております、これについて金融機関と相談の上、進めていきたいと考えています。

一方で、一般に公表された事項の提出についての簡略化、省略化についてでございます。これについては、現在、検討を進めているところでございます。従来、金融庁としては監督指針に基づいて必ず年1回、金融機関からの御意見をいただきまして、既存の提出資料についての軽減負担を見直すということを監督指針で明記させていただいています。これに基づきまして、今事務年度においても、有価証券報告書に記載されている事項について、業務報告書等の記載を簡素化するということが現在検討中であります。

そうした毎年のある意味でルーティーン的な点検に加えまして、今事務年度においては、法令に基づく申請全般について、いま一度しっかり見直しをして、不要な資料提出の要求の防止をするということになっております。こうした中に、既に定められた資料だけではなくて、例えば認可、届出で追加的に提出していただく資料等もあるのですが、それについても金融庁、財務局内で管理体制をしっかりとすることによって、なるべくその数を減らしていく。そのような体制を検討しているところでございます。

②一方でオンライン化についてでございます。オンライン化の申請の対象ではない手続についてなのですが、これは内閣官房のIT総合戦略室を中心に進めていただいております行政手続等・行政保有データの棚卸しやデジタル・ガバメント実行計画に基づく当方の中長期計画策定の一環として、現在、オンライン化について精査をしているところでござ

ざいます。いろいろな項目があるのですけれども、例えば、金融商品取引業者における登録申請の記載事項の変更について、特に役員の変更でございますが、住民票の提出が必要なのですけれども、これをオンライン化できないかという話がございます。ただ、これは法令上、添付資料の現物性を確認しなければいけないということがございまして、オンライン化がなかなか困難なところもあるのですけれども、そういったものも含めて、現在、検討しております。こうしたものについても、引き続き、業界とも調整の上、オンライン化を図っていきたいと思います。

我々金融庁としても、当方の事務的な観点も含めて、やはりオンライン化の申請を進めていきたいのでありますけれども、一方で、金融機関に意見を聞いておりますが、何でオンライン利用率が低いのかということについてヒアリングをしております。金融機関側の障害としては、オンライン手続をするためには金融機関側の中で周知や操作の習熟などのコストがかかるという御意見をいただいております。これなども金融機関においてのオンライン申請のメリットについて周知が十分ではないという側面がございますので、これは財務局とも連携して活用を促していくということをしっかり取り組んでいかなければいけないと考えております。

なお、オンライン化の範囲を広げるということとオンライン化の利用率の向上というのは、ケースによってはトレードオフということがございます。こうしたことから、平成26年3月に大幅に利用範囲を狭めた経緯があります。このときには金融機関等にも意見を聞いた上での対応でございまして、そうした点も踏まえて、金融機関ときちんと対話をしていきたいと考えております。

続きまして、3ページ、貸金業のほうでございます。

貸金業については、論点としまして、貸金業法第24条の6の9に基づき提出される事業報告書と同法の報告徴収権限に基づき毎年3月時点のものを5月までに提出せねばならない業務報告書につき重複感があるのではないかとございまして。

法第24条の6の9に基づいて行われる事業報告書ですが、これは貸金業者の事業年度ごとに作成する報告書でございます。したがって、貸金業者が、例えば年度であれば年度の事業であり、それが1月からということであれば、1月から12月までの形での報告書になるということでございます。

その場合は個別の貸金業の実態の把握ということが中心になりますので、貸金業務の位置づけや業務の推移、その他もろもろの事項の報告になります。

一方で、業務報告書は法第24条の6の10及び貸金業者向けの総合的な監督指針で提出をお願いしております。これは業者の事業年度とは関係なしに毎年3月末ごとに作成する報告書でございまして、こちらの目的は、一時点で全部合わせていただきますので、貸金業全体の状況を把握するという目的になっております。

無論、この2つの報告書には重複の部分がございまして、したがって、一本化は難しいのですけれども、事業年度が4月1日から翌年3月31日までになる貸金業者、つまり我々の

年度と事業者の事業年度が一致する場合については、報告の共通する部分については省略をするという措置をとっております。この点についても、先ほど申しましたように届け出
手続の電子化の実施について、現在、検討しているところでございます。

あと、この点に限らず、先ほど言った行政方針にもありましたとおり、我々は金融機関
にヒアリングを積極的にいたしまして、彼らが持っている重複感は何なのかということをし
っかりと把握して行って、必要な対応をしていきたいと考えております。

金融庁からは以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの金融庁からの御説明に対しまして、御質問等があればお願いした
いと思います。

まず、私のほうで全体的なお願いを申し上げます。1月10日付で基本計画の見直しに向
けてという取りまとめを行いまして、既に事務局から届いていると思います。検討の過程
の中で出てきた新しいこと、例えば3月までに見直して、御庁全体として目標を達成して
いただく手順を示していただきたい、ということを含めてお願いしております。参考資料
6に付されていると思いますので、新しいお願いでございますが、検討の過程でこうい
うことになりましたので、よろしくお願ひしたいということでございます。

もう一つ、全体の御説明の中でも触れていただいたところなのですが、オンライン手続
については、政府全体の方針として進めるということでございます。今低いもの、もしく
は過去において低調であるからやめたというものについても、低調だった理由ですね。例
えば、添付を求めているとか、押印を求めているとか、電子証明が要るとか、いろいろな
点から定着を阻むものがあつたことがございますので、御庁の手続についても、オンライ
ン化の定着向上を阻むものを分析していただいて、コストの関係でできないものはできな
いと思いますが、できない場合にはその理由を明確にさせていただいて、全体としてオンラ
イン向上率を上げるような取り組みを基本計画の改定に向けてお願ひしたいと思っていま
す。

以上、私のほうから全体をお願いして、あと個別について、委員の先生方、いかがでし
ょうか。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。今の部会長のお話とやや重複する部分
があるわけですが、2つ質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、2ページ目の上から6行ぐらいでしょうか。「真正性を担
保する観点から原本の提出を求めている」ということで、「オンライン化が難しい手続も
含まれていることが確認されている」とあります。他省庁の手続を含めて、何らかの別の
方法で真正性を確保できないのかが論点になっていきますので、その辺の御検討の状況はど
うなのか。業界と調整の上で進めていくと御回答いただいておりますので、それは安心し
ているわけでございますけれども、その真正性を確保する別の手段は考えられないのかと
いうのが1点でございます。

2点目は、3ページの貸金業法に関してでございますが、事業報告書、業務報告書、それぞれ法的な根拠が違いますし、また目的も違うということで、その様式が異なるということは理解できるわけでございますけれども、重複する部分につきまして、記載を省略するのではなくて、内訳についてそもそも求めないということが何らかの形でできないのかと。つまり、根拠や目的が違う報告書ではありますが、金融庁という一つの役所が求めているものでございますので、書式をもう少し簡略化できないのかという質問でございます。

私からは以上でございます。

○高橋部会長 後半については、要するに様式の一本化ですね。一緒の事業年度のものについては様式を一本化してしまうこともあり得ないかということも含めてお願いしたいと思っております。では、ぜひ御回答のほど、よろしく願いいたします。

○堀本総務課長 現物性の確認についてなのですけれども、もちろんいろいろな技術の活用はあり得るのかもしれませんが、ただ、一方で、業者側の対応も必要になってくるかもしれませんから、そういう点も含めて総合的に検討していくことになろうかと思っています。

それから、様式の一本化というのは、年度と一緒にしている業者については、今やっている2つのとは別の様式を提供するということですか。

○高橋部会長 そうですね。別に一本で済むような様式をつくっていただけるということは。

○堀本総務課長 もう一個様式を作るということですか。

○高橋部会長 要するに、共通用みたいな様式を作るということですか。

○堀本総務課長 違うものは従来どおりせざるを得ないのですけれども、年度が同じものはもう一個作るということですか。

○高橋部会長 そういうことはあると思います。ただ、一本化してしまっただけで、全部一本で入れるべきところを入れればいいのかではないですか。共通様式で全て入れられる項目をつくって、必要などころについて入れる。そうすると一本化されたところは、それだけ出せばいい。ほかのところは選んで、ここを入れなければいけないというところはそこを選んで入力していただければ、それで出たことになるというのはあるのではないかと思います。

○岡田金融会社室貸金業調整官 それぞれの報告書につきまして、こちらに書かせていただいておりますが、それぞれの観点からそれぞれの報告書を求めておりまして、業者から記載してもらっている内容も異なっております。

○高橋部会長 分かりました。最大事項を書いていただいて、業者に別々にやるのだったら、そこは別々に入れていただくというようなこともあるのではないのでしょうかという話です。

○栗田参事官 その点についてはいろいろテクニカルなこともあるので、検討させていただきたいと思っておりますけれども、直感的に申し上げれば、まず、3月決算法人はまだいいのですけれども、違う月の決算法人について言えば、どちらにしても2回出さないといけないということで、様式にいっぱい書くところがあって、結局それを2回に分けて出すこと

になると思います。その場合、どこを埋めていいのか、余り項目が多い中でこれはまた結構面倒なことになるかもしれないので、それなら別に分かれて2回のほうがいいとおっしゃるかもしれないし、そこは業者の意見もよく聞いてみて、もし一本で今月はここを埋めて次の月はこちらを埋めてというほうがいいとおっしゃるのであれば、それは我々としても考えていきたいと思います。

○高橋部会長 システムの組み方だと思います。要するに、システムの組み方で、そこは別様のものであれば要らないものは真っ黒もしくは網かけで表示できれば、白いところだけ埋めればいいという話もあると思います。そこはよく御検討ください。素人的なものですから。

○栗田参事官 貸金業者は結構零細も多いので、システムを組むといっても。

○高橋部会長 御庁のシステムの組み方だと思います。

○堀本総務課長 いずれにしろ、業者側の負担感軽減が目的ですので、その観点から検討を進めていきたいと思います。

○高橋部会長 そこはよく専門の業者とも御相談してください。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 今の貸金業法についての事業報告書ではなしに業務報告書のほうの提出について資料を作成していただきたいので、お願いしたいと思います。

内容というのは、業務報告書は様式を見ますと非常に細かなデータを求めている、事業者の負担感は確かに重たいものとなっていることがうかがえます。貸金業界全体の状況を把握するためという御説明なわけですけれども、これほど細かなデータを求める必要があるのか精査する必要があると思っております。ついては、10以上にわたる表のうち、これだけ細かなデータを求めなければならないという必要性を、そのデータについて説明していただく資料を作成していただいて、事務局のほうに提出していただけないでしょうかというお願いです。

○堀本総務課長 了解しました。

○高橋部会長 よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

住民票の2ページの件でございますが、やはり政府全体としても住民票については添付の省略を検討していただきたいという全体の方針になっておりますので、金融庁としてもそれに沿って御検討いただくということによろしいでしょうか。

○堀本総務課長 事業者側の対応も必要かもしれないので、そこも含めて検討します。

○高橋部会長 分かりました。

あと、金融機関からオンライン手続について移行するには内部の周知や操作の習熟などのコストがかかるという御意見が解せなくて、金融機関の事務職であれば、ある意味ではオンラインについての習熟というのは常日ごろやっているのではないかと思うのですけれども、それでもなおかつこういう声が出てくるといのは、ちょっと私はよく分からないの

ですが、どういう御意見なのでしょうか。

○堀本総務課長 恐らくイメージされているのは結構大きな金融機関のことだと思うのですが、申請の内容次第なのですが、それほど申請の回数が多いケースと、その場合の彼らが負担するコストと利便性トレードオフと申しますか、そういうことがあります。そういうのを含めてコストがかかると言っている金融機関もあるということです。

ただ、誤解の部分もかなりあると我々も理解していますので、それはそういうことではないのだということを我々としてもちゃんと理解を進めていきたいと思っております。

○高橋部会長 そういう手続については、例えば役員の住民票を求めたり、さらに言うと押印を求めたり、電子証明を求めたりという手続なのでしょうか。そういうのは全部簡略化された手続でもそういう声が出ているのでしょうか。

○栗田参事官 その点については、例えば余り量が多くもなく、そんなに頻度もないような資料であれば、別にオンラインで出すのと紙で一回打ち出して持ってくるのと、金融機関と我々はしょっちゅう行ったり来たりしているので、持ってくるコストはほとんどゼロに近いです。それであれば、わざわざもう一回マニュアルをつくってやるよりは、今のままのほうが何の追加的コストもかからないと思っているようなところもあるということだと思います。

そこまで求めるかどうかというのは、それも個別に聞いていかないといけないと思っております。ですので、確かに大量のものとか頻度の高いものはオンライン化すると彼らも結局、長い目で見ればメリットは非常に大きいと思っておりますので、そういうところはそれなりにニーズもあると思っておりますので、その辺よく聞いていきたいと考えております。

○高橋部会長 どうぞ。

○川田専門委員 今の部分の追加でございます。よく我々は業界で話をするとき、あるものはオンライン、あるものは紙、これが一番手数がかかるという話を聞きます。確かに個別の手続について、例えば、年に1回しか出さないものは紙でも別に支障はないよという答えが来るかもしれませんが、全体の手続をオンライン化したほうが、紙で一々出すという負担がなくなるという声もありますので、ぜひ業界の意見も聞きながら進めていただきたいと思っております。

○高橋部会長 そこはぜひ負担感ということで。ただ、誤解もあるという話もありますので、そこら辺は説得すべきところは説得していただいて、国民経済全体のために御協力いただければと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

1点、2ページのところにIT室との関係の話が少し出ておりますが、IT室と我々はよく連携しております。昨日も向井審議官に来ていただいて、非常に連携しつつ、かつ、添付書類もなくしたり、押印も省略したりという新しい状況の中でオンライン化を進めるということで連携してやっておりますので、そこは我々としては緊密に連携してやっているということをお含みおきいただいて、御作業いただければと思います。よろしいでしょう

か。

非常にお忙しい中、来ていただき、御説明頂戴しまして、どうもありがとうございました。引き続き、御協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

(金融庁退室)

(国土交通省入室)

○高橋部会長 続きまして、国土交通省よりヒアリングを行います。

それでは、国土交通省より、資料3につきまして御説明を頂戴したいと思います。お時間の関係で20分以内ということになっております。

本日はお忙しい中、来ていただきましてありがとうございました。何とぞよろしくお願いいたします。それでは、御説明ください。

○長谷川住宅生産課長 それでは、資料3につきまして順次御説明させていただきます。

国土交通省住宅局住宅生産課長の長谷川と申します。よろしくお願いいたします。

1つ目の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の関係でございます。こちらの法律は、構造計算書偽装事件があった際に、欠陥住宅を提供しながら倒産された企業があり、消費者保護の観点で非常に大きな問題になったことを踏まえまして、新築住宅を販売あるいは請負で提供する場合につきましては、事業者の方に、万が一、自らが倒産した後に欠陥が見つかった場合でも、きちんと消費者が保護されるように保険に入るか、あるいは保険に見合う供託金を積み立てることを義務づけたものでございます。御指摘の届出は、この義務が適切に実行されているかを担保する観点から、建設業法に基づく建設業者の方、宅建業法に基づく宅建業者の方が半年に一度、何戸の新築住宅を引き渡したか、それに対応してどの保険会社の保険に入ったか、あるいは供託をしたか、引き渡した住宅のリストなどの情報を、監督を行う建設業の担当部局あるいは宅建業の担当部局に届け出るというものでございます。平成22年4月に始まった仕組みでございますので、約8年を迎えるといった段階でございます。こちらの届出につきまして、反復性の高い届出であるといったことで、電子申請の検討ができないかといった御指摘をいただいているところでございます。

ちなみに、届け出先は、一つの都道府県の区域内で営業されている場合は、それぞれの都道府県の建設業担当の部局あるいは宅建業担当の部局に届出をしていただくこととなります。2以上の都道府県をまたぐ場合につきましては、本店所在地を所管する地方整備局に届出をするといった枠組みになっているところでございます。

こちらの電子申請でございますが、御指摘を踏まえまして、今後どのようなことができるかにつきまして、私ども内部でも議論を開始しているところでございます。まだ8年ということで、本格的に電子申請に関する調査をしたことはなかったのですが、まずは関係者にどういう受けとめをしているかをヒアリングしているところでして、幾つか御指摘もいただいております。

まず、事業者サイドでございますが、住宅供給をされる販売の宅建業者の方、建設業者

の方がいらっしゃる関係団体8団体に電子申請についてのヒアリングをいたしました。比較的大規模な事業者の方からは、手間が減るのでありがたいといった前向きな声もいただきました。一方で、住宅関係業界に多い工務店あるいはひとり親方のような小規模な事業者の方々からは、電子申請についていけないのではないかと不安の声もいただいているところで、今後の一つの課題になっていると考えているところでございます。

それから、届け出先である47都道府県の建設業担当部局、宅建業担当部局につきましても、この枠組みの電子申請化についての簡単なアンケートをしております。都道府県の担当部局の方からは、かなり不安の声が上がっているところでございます。セキュリティ対策をどうするのか、システム利用に慣れない事業者への指導業務などが増大して回らなくなるのではないかと心配だという声もございました。

また、保険あるいは供託の確認の仕組みというのは、建設業、宅建業の行政の中に付随する仕組みでございますので、建設業、宅建業本体の電子申請化ともうまく平仄を合わせていく必要があるのではないかと、うまく連携してやってほしいといった御意見もいただいているところでございます。

この件につきましては、当然のことながら政府全体の方針としてできるだけ電子化を進めるという方針でございますので、私どもとしても、平成30年度に調査検討の費用も予算を確保いたしまして、電子申請のあり方について検討していきたいと考えているところでございます。

本届出は、建設業者及び宅建業者が行うものであるため、この検討につきましては、建設業の許可申請手続の調査研究とうまく連携しながら進めていきたいと考えているところでございます。宅建業の免許申請につきましても同様に連携して進めていければと考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○高橋部会長 引き続き、よろしく申し上げます。

○金指旅客課長 続きまして、道路運送法の関係について御説明させていただきます。自動車局旅客課長の金指です。よろしくお願いたします。

資料3の2ページ目、道路運送法につきまして、ローカルルールの実態把握ということの御指摘です。道路運送法の許認可の仕組みを簡単に御説明いたしますと、まず、本省で審査基準を定めます。その審査基準に基づいて各ブロックの地方運輸局長が権限を行使する、許認可を行う仕組みになっております。その場合に、それぞれの地域で実情が異なっておりますので、地域の実情に応じた対応も一定程度可能となっております。

ただ、国の統一的な審査基準を示した上での話なので、それほど大きなばらつきがあるとは考えておりません。一方で、御指摘をいただきましたので、今回、まずどのような実態があるのかというところをきちんと把握して、必要に応じて是正していきたいと考えております。その旨、基本計画の改定時に盛り込みたいと考えております。

以上です。

○高橋部会長 よろしくお願ひします。

○平嶋貨物課長 自動車局貨物課の平嶋です。よろしくお願ひいたします。

貨物自動車運送事業法について2点御説明したいと思ひます。

1点目は、基本計画におひての様式の統一のお話であります。これは事業許可ですとか申請書に關しまして、各運輸局に権限が落ちてゐるところがありまして、そちらの申請書の様式を調べてみましたところ、ずれが部分的にございました。そういったところについては、例えば変更届出で1枚で複数の変更を可能にしているものと、別々に分けてとつてゐるものとございました。どちらのほうが使いやすいのか、利用者の方の御意見も聞きながら、この辺はそろえられるところをしっかりとそろえていきたいと思つております。

細かいところでいろいろと様式が異なるところがあるものですから、そこの照合もしながら、様式の統一を図つていきたいと思つております。

スケジュールにつきましては、30年度中に各運輸局との調整を行ひまして、統一様式をつくりまして、31年度に事業者への周知をしていくということで進めていきたいと思つております。

2点目の電子申請につきましては、やはりシステムを組んでいくときのコストの話がありまして、あと利用者、結構窓口でも今、申請に来られる方のやりとり、相談を受けながら対応しているところがございます。そういったときにどういった形だと使いやすいものになるのか、またその際、どのくらいお金がかかってくるのか、そのコストをどのように負担していくのかというのを考えないといけないと思つております。

あと、電子メールの申請でございますけれども、電子メールですとコスト面では非常に楽になるのですが、一方で、本人かどうかというところの確認をどうしていくのかというところがございます。会社として出した、出さない、いつの日付で出したというところですね。あと、本当に申請であつたのかどうか。この辺は全体の話はあると思ひますけれども、本人性の確認のところは課題としてあるのかなと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 よろしくお願ひします。

○平田建設業課長 続きまして、建設業法の関係でございますが、建設業課長の平田と申します。よろしくお願ひいたします。

資料の6ページ、横長のパワーポイントの資料を用意してございますけれども、建設業の許可や経営事項審査に当たりましての書類の簡素化、電子申請化ということで、来年度の当初予算案の中に予算措置をしていただひておひまして、今後、具体的な検討をしていきたいと思つております。

ここの真ん中の図にあるように、建設会社と役所との関係ということで申しますと、1つには建設業の許可、これは5年に1度、許可を申請していただひて、審査をして許可をするという流れが1つ。あとは、公共工事に参加をしようとする方については、各公共発注者がランク制をとつてゐるということもあつて、評点をつける作業がござひまして、

これは経営事項審査と呼んでいますが、その経営事項審査の関係で審査に関する申請、また評点の通知といったような手続がございます。いろいろな業界の実態の話をお伺いすると、これらが申請側にとっても負担になっているという声もお聞きしますし、私どもの役所の審査側もそれなりの負担がかかっているということで、その負担軽減による生産性向上ということで、来年度、具体的な検討を始めたいということがございます。これは規制改革の流れでもそうですし、私どもも今後の建設産業政策について有識者に御議論いただいた場でも提言としていただいております、これについては今後、いろいろな課題もございますけれども、検討を進めて、電子申請化を目指していきたいと思っております。

あわせて、書類の簡素化もできないかということで、必要な審査精度を保つということが前提にはなりますけれども、例えば書類の簡素化をした場合でも、事後チェック体制をどうすれば書類の簡素化がカバーできるのか、あるいは虚偽が発覚したときの処分の厳格化、そういったこととセットで議論していくのではないかと考えておまして、そういった検討を30年度に早速始めたいと思っております。

そういった前提で、4ページ、5ページにいただいた論点についての私どもの考え方を書いてございます。まず1つは、⑤の(1)については、建設業の法律の中で財務諸表の様式を決めてございます。これは(1)でございますけれども、どうしても建設工事の場合、工事の完成とか工事実施中の資金の出入り等について、建設工事特有の経理情報があるということ。また、公共工事に参加をされる建設会社については、やはりそこは公共性が高いということで、経営事項審査での審査項目とも関連しますけれども、建設業については会社法で定める別記事業という扱い、十幾つございますけれども、そのうちの一つとして独自の様式で決算書の提出をお願いしているところでございます。

特に公共工事の関係でいいますと、経営事項審査をするに当たって必要となります勘定項目等がございますので、これらについては経営事項審査との関係でも建設工事特有の会計情報、経理情報が反映できるような仕組みのほうが実務的にはいいのではないかと考えております。

2つ目でございますけれども、例えば過去3カ年分の施工金額を記載していただくような書式があったりするわけがございます。これについて過去に申請しているのであれば、当然数字は把握しているのではないかと考えてございまして、そのところは確かにそうなのですが、一方で、実は建設業の許可に関する書類はそのまま閲覧対象文書になってございまして、これは消費者保護の観点で、建設会社の財務状況とか過去の工事の実績、そういった情報を消費者にそのままの形で提供することで、例えば工事を頼もうと思っておられる消費者の方が、どういう会社かということが分かるようにということによって閲覧対象にしております。

その閲覧の中で、過去の実績を例えば1カ年分だけ記載するようにすると、またいっぱい書類を見なければいけないということにもなったりしますので、消費者にサービスをするという便宜上は一覧性があつたほうがいいのではないかと考えております。ただ、この

話も電子申請をうまくやることでクリアできる可能性があるなど思っておりまして、電子申請の検討の中で、閲覧対象文章の表示とうまくリンクして、例えば1カ年度だけ申請すればそのまま複数年分見られるようなシステムを組むとか、そういう工夫もできるかなど思っているので、ちょっと検討してまいりたいと思っております。

あと、納税証明書が要るのかという話についてでございます。建設業の特に公共工事に関係する経営事項審査につきましては、虚偽申請との戦いの歴史でございまして、どうしても水増しとかで評点を高くしようという傾向がある中で、その証明について一番証明力の高いような文書を求めたりという歴史がございます。

これも先ほど申しました虚偽申請をどう防げるかということとの兼ね合いで、どこまで添付文書を省けるかということだと思いますので、これも全体の中で検討していきたいと思っておりますが、1つ、この検討の場でも御指摘いただきましたけれども、毎年複数年分の財務諸表の提出を求めている、それはさすがに以前出しているのも過重ではないかということがございました。我々も実態を調べましたら、やはり地方公共団体の中では複数年分の財務諸表を求めている団体があるということが分かりまして、我々もさすがにそこは不要ではないかと思っておりますので、そういったことは求める必要がないということを通知などで周知を図ってまいりたいと考えております。

あと、⑥も今まで申し上げたことと重なりますけれども、電子申請の在り方、虚偽申請対策とあわせまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○出口建設市場整備課長 続きまして、7ページ、8ページ、測量法の関係でございます。建設市場整備課長の出口と申します。よろしくお願いたします。

測量法の関係で2点いただいております。まず、測量法というか測量業でございますけれども、今、法律上、測量業者については登録制をとらせていただいております。その目的でございますけれども、やはり登録をすることで、特に登録簿ですとか添付書類につきまして、公衆の閲覧に供するということが、測量を発注するのは誰かといいますと、公共が発注する場合も多いわけですが、民間の方々、例えば実際に工事をしようとするディベロッパーさんでありますとか、あるいは地図をつくらうとされている地図会社さん等々が典型的ですけれども、その他いろいろな方が測量をお願いするときに、やはり注文者になれる方、発注者になれる方々の利便性というものが図られなければいけないのではないかと。それによって業者が適切に選択をされる。そういったことをまず目的としております。もう一つは、その業者の実態をきちんと把握して、業界全体として健全な発達を図るということで、行政側としても指導監督の基礎とするということで、大きく2つの目的がございます。

いただいているお題は2つございます。営業経歴書の関係でございますけれども、営業経歴書の届け出をしていただくわけですが、これが今、電子申請でできるようにはなってお

りますが、実際は利用率が1%もない状況でございまして、その中の原因として、電子証明書というものが負担になっているのではないかとというのが1つ目の御質問でございまして。

こちらにつきまして、営業経歴書というのは過去の受注実績を書いたようなものでございまして、まさに先ほど申し上げたように注文者の方、発注者の方が、特に民間の方などが測量業者を誰にしようかと考えるときに、やはり技術力の評価というのは非常に大事な情報であろうということでございまして、毎年度、事業年度終了後にお出しいただくことにしております。

そういった非常に重要な情報でございまして、正当な理由なく提出を怠りますとか、あるいは虚偽記載をした場合には、いわゆる行政処分、営業停止あるいは登録取り消しのほかにも、罰則ということで30万円以下の罰金まで科されるようなものでございまして。

したがって、やはり厳格な本人確認はどうしても欠かせないのかなということで、今、電子証明書の添付ということでさせていただいております。それが注文者の方々に対して内容の真正性を保つことで利便性を図ることと、業者自身にとっても、なりすまし等々で自分が思いもよらなかった書類が勝手に出されていて、また不測の不利益をこうむるといったようなことも防止できるのではないかと考えてございまして、今のところやはり厳格な本人確認という意味では電子証明書がセキュリティー上は一番いいのかなということで、そういう運営をさせていただいております。

こちらにつきましても、もしID、パスワードの方式のような形で厳格な本人確認ができるということであれば、その検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、今のところはなかなか本人確認という意味では電子証明書に並ぶものまではないのかなということでこういう運営をさせていただいておりますが、先ほどお話がございました測量業、特に建設業をやるときに発注される場合も多いものですから、建設業法の改正のことも先ほどお話がございましたけれども、そちらのほうでもどういった本人確認があるのかというものも並びで見ながら、我々のほうも検討していくということを考えております。

もう一点、同じ営業経歴書でございまして、紙ベースでは一応、法律上は事業者さんの本店の所在する地方整備局と県、さらに営業所があります県において、書類は閲覧をするということになってございまして。

それ以外に、今、インターネットでも閲覧すべきではないかとということで御指摘をいただいております。

現状、実は届出をいただいております書類が幾つかありますけれども、我々としても先ほど申し上げたとおり、できるだけ注文者の利便性を図りたいということでございまして、いただいたものをできるだけ公表していく。少なくとも紙ベースではしておるわけですが、できればネットでもやりたいということで、一部既にネットで公表させていただいております。ただ、非常に恥ずかしいことではあるのですけれども、今、サーバーの容量の関係で物理的になかなか全てを載せるところまで追いついていないということでござ

いまして、当面、一部についてホームページ上に載せさせていただいているということでございます。

インターネット申請を推進すべきではないかということは、まさに我々もそのとおりかと思っております。先ほど申し上げたとおり、今は1%を切っているような利用率でございまして、悉皆で調査をしているわけではございませんけれども、なかなか広まらない理由は幾つかあるかと思いますが、中小企業が多いものですから、紙ベースになれているのでとかいったお声はよくお聞きします。さらに、事業者さんの中で結局紙でやっているの、一々ネットでやるのはというお声もよく聞いたりします。

ただ、そもそもできることは知っているけれども、どうやっていいかよく分からないという声もあるものですから、そのあたりがネットで申請をできるような形では、我々も余り丁寧な解説なども載せていなかったものですから、そのあたりは、例えばパンフレットにするとか、あるいはホームページの記載を充実するとか、いろいろと今年度中に考えていきたいと思っているところでございます。

とりあえず以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等を頂戴したいと思いますのですが、まず私から全体的なことを申し上げたいと思います。

1月10日付で基本計画の見直しに向けてという取りまとめを、これまでの作業の結果を踏まえてお出ししまして、事務局から皆様方のところに行っていると思います。本日の会議の参考資料6として出ております。今日、御担当の窓口がいらっしゃっていないので、どなたかからお伝えいただきたいと思いますが、省庁ごとに行政手続コストの2割削減に向けての道筋をはっきりしていただきたいと、3月までにお出しいただきたいということになっておりますので、ぜひ窓口のほうにお伝えいただければと、これはあらかじめお願いしておりますが、その旨重ねてのお願いであるということをお伝えいただきたいと思っております。

まず、オンライン化の話についていろいろと御言及いただいたわけですが、もともとオンラインの低調な手続があるというのは我々もよく分かっております。ただ、それを阻む要因が一体何なのかと。過去に一旦オンラインをやってもやめた手続もあるのも知っておりますが、そのときに何で進まなかったのかという原因をきちんと分析していただいて、それを克服するような方向で御検討いただきたいと考えております。

私どもも作業していて非常に思うのは、去年の基本計画の策定から随分状況が変わっております。安倍総理も添付書類省略ということをお発言いただいたり、今日はIT室も来ていらっしゃいますが、押印、証明の省略も政府全体として取り組むという方向になっておりますので、そういう新しい動きを踏まえてぜひ皆様方のところで基本計画の見直しをしていただきたいということでございます。そこをぜひ担当の、多分、窓口審議官がいらっしゃると思いますが、そちらにお伝えいただきたい。国交省全体として、厚労省と並んで

手続が非常に多いところがございますので、こちらのほうで頑張って削減していただきたいというお願いでございます。

その上で個別の、今日いらっしゃっていただいたところにつきまして、課長様方にお話を頂戴したいと思っております。

まず、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律について、御議論を頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 まず、特定住宅瑕疵担保責任についてですが、事業者に届出をさせて負担感を持たせるよりも、それをさせても必ずしも全数でない可能性もあるわけで、そうやってデータを集めるより、法務省からデータを提出してもらったほうが正確で、なおかつ事業者の負担もなくなるというメリットがあると思うのです。したがって、抜本的にシステムを見直す必要があるのではないかとおもわれますが、いかがでしょうか。

○高橋部会長 そこは私もお聞きしようと思っていました。いかがでしょうか。

○長谷川住宅生産課長 この仕組みにつきましては、事業者の方で供託と保険を選択するものがございますので、全ての事業者が供託を行うものではございません。実態としては、大企業が供託をされていて、住宅業界の大宗を占める小規模事業者の方が保険を使われているところがございます。保険につきましては、保険法人が今5法人ありまして、契約する保険法人を事業者の方が自由に選択しているところがございます。こうした事業者の方の選択結果を事業者の責務として申告していただくたてつけにしているところがございます。

○高橋部会長 濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 それでは、事業者ではなしに、保険業者に提出してもらおうとか、それも別に一件一件ではなくてまとめて提出してもらえばいいような話ですから、そういう方法はないのでしょうか。

○長谷川住宅生産課長 事業者からまとめてというのはどのような意味でしょうか。

○濱西専門委員 保険の事業者が5法人とおっしゃいましたけれども、そちらからまとめて提出を受ければよろしいのではないのでしょうか。中小の事業者に一々負担感を持たせるよりも、保険会社に、そうした事務をさせればいいのではないかという質問です。

○長谷川住宅生産課長 法律ができた当時は、先ほど申し上げた構造計算書偽装事件を契機にして、事業者の責務として保険への加入や供託、その状況の届出をすべきだということで、先ほど御説明したようなたてつけになっているところがございます。

今の御指摘も踏まえまして、保険法人の情報の取扱いなど、どのような課題があるのかを検討したいと思っております。

○高橋部会長 事業者の責務というのは、きちんと保険に入ることと供託することが責務で、それを届けることが責務ではないのですね。そういう意味では、供託だということらに選択すれば、供託だということについては御省から法務省に照会をかけていただければ

ばいいし、保険についてもぜひ、要するに保険会社をお願いして申請するという選択肢をとった利用者については、保険会社からまとめて出してもらおう。多分、保険会社も競争ですから積極的に御自身がそのような商売をされると思いますので、そういうことでできないのではないのでしょうか。そこはぜひ御検討いただければ。

○長谷川住宅生産課長 届出を行う事業者が供託を何戸分しているか、あるいは保険に何戸分入っているかという情報が仮に入手できるとしても、事業者がその半年間に何戸新築住宅を引き渡したのかも重要な情報であると考えています。

○高橋部会長 それは別の話です。

○長谷川住宅生産課長 引き渡した戸数と事業者の保険や供託の結果を照合するための仕組みとして必要ではないかと考えております。

○高橋部会長 それは本人確認。

○長谷川住宅生産課長 届け出としては、例えば10戸引き渡した事業者がその10戸分についてどのような措置をしているかを申告するものでございますので、何戸引き渡したかという情報はどうしても必要になるのではないかと考えております。

○高橋部会長 そこは否定していません。ただ、それについては、繰り返しますが、ID、パスワードとか、税だってやり出したのです。そういう意味では税と比べて虚偽申請のインセンティブが大きいかはよく分からないので、政府全体の動向を見ながら本人確認の話ぜひ御検討いただければということでございます。

○長谷川住宅生産課長 御指摘いただいている電子申請の件も含め、検討していきたいと思っております。

○高橋部会長 ぜひその点は。

今の特定住宅瑕疵担保責任の話についてはいかがでしょうか。何かございますか。よろしいでしょうか。

済みません。検討調査ということですが、検討とはどういうことをされる予定なのでしょうか。

○長谷川住宅生産課長 事業者サイドも受け取る側の都道府県サイドも不安を抱えているということが調査で分かりましたので、そこをきちんと深掘りして、それを克服する手段はどのような方法があるのかという点、それから、実際に制度をデザインするときに、真正性の確保やコスト負担をどのように行うのか、あるいは添付する保険法人の書類をどうするのかなど、どういった課題が出てきて、どうすれば克服することができるのかという観点からの検討を進めたいと思っております。

○高橋部会長 建設関係はとにかく国と都道府県で窓口、ホームページを一括化するとか、一個一個でシステムを組むのも負担だと思いますので、思い切って国交省でシステムを一本化するとか、いろいろあると思います。これは省庁全体でぜひ御検討いただければと思います。だから、今日窓口が来ていないのはちょっと遺憾なのですが、ぜひその点もお伝えいただければと思います。

では、次に行かせていただきます。道路運送法について御教示いただければと思います
が、いかがでしょうか。

ローカルルールは結構地方局ごとにあると、私はどこかの会議で聞いたことがあるので
すけれども、本当になのでしょうか。

○金指旅客課長 先ほども御説明申し上げましたとおり、まず本省で審査基準を定め、そ
れに基づいて、今度は各運輸局の局長がさらに自分たちの基準を公示するという形にして
おります。その中で地域の実情によってその地域ではどういう取り扱いにするかというこ
とは、そういう必要がある場合には地方運輸局長がその旨も組み込んだ上で公示をする
ということにしております。

なので、そういった実態をもう一度きちんと把握して、一番大事なのは曖昧な点をなく
していくということですので、どうしたらそのようにできるかということをよく考えたい
と思っております。

○高橋部会長 地域の実情で、いろいろな気象条件とかがあったりすると思いますので、
独自基準があってもいけないということはないと思いますが、説明できるような独自基準で
ある必要があると思いますし、さらに、事業者から直接そういうローカルルールの有無に
ついて把握されるような御予定はないのでしょうか。

○金指旅客課長 こういったルールについては、もちろん事業者からも話を聞きながらと
いうことは、今までの手続の中でもやっていますので、この見直しの中でもそういうお話
をしていきたいと思っております。

○高橋部会長 では、事業者から直接お聞き取りもしていただけるということによろしい
のでしょうか。

○金指旅客課長 見直しの中です。

○高橋部会長 多分、各運輸局では自分で独自だとは思っていても、事業者から見
るとこれは独自だという話もあり得ると思います。そこはぜひ事業者にもお聞き取りのほう、
よろしくお願ひしたいと思っております。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 道路運送法について2点御質問します。

まず1点目が、先ほどの説明で地域特有の事情があるというお話があったところすけ
れども、どんな例があるのか、ちょっとぴんとこないの御教示いただきたいというのが
1点目です。

2点目ですけれども、審査基準については、行政手続法に基づきパブコメ手続に付さな
ければならないとされています。地方局ごとにパブコメ手続をしているということであ
れば問題はないのですが、地方局ごとにパブコメ手続をしていないでローカルルールがある
というのは、行政手続法のパブコメ手続との関係で問題がないのかどうかという懸念があ
ります。ローカルルールを設けるにしても、本省でそれも入れて審査基準を作成すれば、
事業者の利便性と手続の透明性が高まると考えるのですが、実情を含めて御説明をお願ひ

します。

○金指旅客課長 実態については、まさにこれから調べたいと考えておりますけれども、例えばということで申しますと、いろいろ事業を始めるに当たって、車両数がどれぐらい必要かというのは審査基準で決めています。ただ一方で、離島とかそういったところまで同じ全国統一の基準を求めるのが妥当かというところはございます。そういったところは地方運輸局長において定めるというような形にしています。

そういうことも含んでいるということで審査基準をパブリックコメントにかけております。行政手続法との関係については、まさにこの実態の把握をして見直しをする過程で、行政手続法との関係もどうあるべきかというのは研究をしたいと思います。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○濱西専門委員 地方局に任せる分についても、地方局で具体的な基準ができるわけですから、法律のたてつけからいうとパブコメに付さなければいけないおそれがあるので、そこは十分注意していただいたほうがいいと考えます。

○高橋部会長 専門的な御指摘をありがとうございました。

よろしいでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 私も1点お願いでございまして。道路運送法に関するいろいろな届出につきましては、事業者のアンケートでかなりローカルのルールがあって、申請するごとに手間がかかるという意見が数多く出ております。それは、今、お話があったような本省と地方運輸局の基準という問題に加えまして、実は担当窓口による違いもあるのではないかと思います。その実態は地方の事業者でないと分かりませんので、先ほど来、話が出ていますけれども、ぜひ事業者にそういう意見をお聞きいただきまして、審査手続の適正化、迅速化、あるいは簡略化を図っていただきたいと思います。

私からは以上でございまして。

○高橋部会長 ぜひその点はよろしく願いいたします。

○金指旅客課長 はい。

○高橋部会長 それでは、次は貨物自動車運送事業者法につきまして、御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○川田専門委員 「申請の真正性を確保できない」という話は、いろいろな省庁から出ておりますが、ITを利用して政府で統一的に確保していくという方向性になっておりますので、申請の真正性についての課題があるというよりも、その課題を克服するためにどうしたらいいかということでぜひお考えいただきたいと思います。意見でございまして。

○高橋部会長 田中専門委員、どうぞ。

○田中専門委員 ありがとうございます。今の川田専門委員の御発言に関連するところですが、④のところ「虚偽の申請に対する対策」とある、この虚偽の申請というのは、内

容の虚偽のことを言っているのか、それとも別の人がなりすましのよう形の申請のことを言っているのか、それともその両方なのかをお聞かせください。

○平嶋貨物課長 基本的には人の話が一番大きいと思います。権限を持っている人なのかどうか。その申請がきちんと法人であれば法人の意思として出てきているのかどうかというところが大きいと思います。内容についても、細かいことを言えば、対面だといろいろ、ここが抜けているという話ができるところが、抜けていないところの修正とかがあると思いますけれども、ここの虚偽というところで言うと本人性のところが大きいと思います。

○田中専門委員 そうすると、統一的な申請の真正性についてのルールができれば、この点については解消されるということでしょうか。

○平嶋貨物課長 基本的には手法でどう扱うかという話だと思います。実際にどのレベルまで求めるかというのは法律によって違いがあるのかもしれませんが、どういう手法でそこを担保していくのか。ほかのところでもいただいておりますように、パスワードとIDの組み合わせで確認するというレベルのものもあるでしょうし、もっと深いものもあるでしょうし、もっと簡単なものもあるのかもしれませんが、それがどういうルールで、どの程度のものをどういうものでチェックするのかという横断的なものが今、必ずしもないのではないかと考えているのですけれども、個別にそれをきちんと見ていこうとすると、きちんと本人が出してきているかどうかを見るというのが今のやり方になっていると思います。

○高橋部会長 今の点について、IT室はいかがでしょうか。こういう御意見を出されていますが。

○奥田参事官 本人確認につきましては、今、おっしゃっていたようにいろいろなレベル感があるかと思います。これまでの紙の関係でいくと簡易な三文判でよかったもの、また署名すれば終わりのもの、また印鑑証明まで出して実印を使ってといういろいろなレベル感があつたところで、ITの電子申請に移った段階で全てが電子認証みたいな感じでちょっと複雑な形になっているということも認識しておるところです。今後、手続の見直しの中で、IT室としても、こちらの行政手続部会のほうでも3段階に分けてということがありますので、そことも連携しつつ、そのレベル感、手続ごとにどういった真正性の確保が必要なのか、本当に真正性の確保が必要なものなのか、また、簡易なもので終わるものなのかということレベル分けした上で、見直しを図っていくこととしております。また、システム面でもどういったことができるのかということを検討していきたいと思います。

法人関係でいきますと、総務省のほうでも電子委任という形での取組も進んでおります。法人の認証だけでなく、代理を受けた公的個人認証でも申請ができるというような法律も成立して、施行されていくというふうに認識しておりますので、そういったものも活用しながら、手続の中でも簡易な形で電子申請が進むように進めていきたいと思っておりますので、また御相談させていただければと思います。

○高橋部会長 ですから、政府全体としては横串で横断的に実施する、その中で本人確認の問題についてははしかるべき形で御対応いただくことになっているということですのでお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、申しわけないのですが、③のところで、これは書き方の問題なのですが、3年間の計画であることを踏まえる、というのは。

○平嶋貨物課長 済みません、ここはちょっと余分な文言が入っており申しわけありません。他意はありません。

○高橋部会長 そういう意味ですね。我々としては、31年度に手続コストを計算していただくという話だと、30年度の中で通知をしていただくほうがベストかなと思っているのですが、そういうスピード感は難しいということでしょうか。

○平嶋貨物課長 できるだけ早く作業を進めたいと思います。ただ、結構細かいところが違っておりまして、どのやり方が一番受けやすいのか。多分、出される人の量ですとか頻度によっても違うのだらうなと思います。その辺も聞きながら、場合によっては一つにするのがいいのかも含めて考えたいと思いますので、どのくらいでというのは今、申しわけありませんがお答えできないのですけれども、できるだけ早く、これに限らずやりたいと思います。

○高橋部会長 ぜひ使い勝手がいい、統一様式のつくり方もいろいろな役所で工夫しております。議事録に載っていると思いますので、そういう議事録を見ながら統一様式の工夫の仕方も御研究いただければと思いますので、よろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行かせていただきたいと思います。建設業法について御議論頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、同じようなことですが、30年度の予算で調査検討ということですが、どんな予算をおとりになって調査検討されるということでしょうか。

○平田建設業課長 調査内容は、今後、電子申請を前提にしたときにどのような書類を、書類の簡素化の検討とあわせて、最終的にはシステムを組んでいかなければいけないので、そのシステムを組んでいくに当たって必要な調査検討を行っていくということでございます。

○高橋部会長 分かりました。

ほかはいかがでしょうか。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 建設業法について2点お伺いしたいと思います。

まず1点目が、過去3年間の施工金額等については、国と地方が連携すれば必要で正確なデータが集められ、事業者の負担がなくなり、なおかつ正確なデータが出てくると考えますが、いかがかという点が1点。

2点目は、こうした施工金額等について、閲覧に供しているというお話ですが、実際に

どれぐらいの消費者が閲覧をしているのか。実際に紙の書類を閲覧した人と、インターネットを通じて情報提供しているのであればインターネットで閲覧した人の数、それについて過去3年分のデータを提供していただきたいと考えています。事務局のほうに提供していただければ結構です。

なぜこういうことを申し上げているかという、そうした実数も分からずに事業者に負担をかけているということであれば、効果が分からないで事業者に負担をかけているという懸念があるので、資料の提出をお願いしたいということです。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○平田建設業課長 最初の御質問でございます。3年間の施工金額について、国と県で連携をすればいいのではないかと御指摘ございましたけれども、済みません。国と県で。

○濱西専門委員 国と地方公共団体です。

○平田建設業課長 国と地方公共団体との連携とは、こういった意味合いでおっしゃっているお話でございましょうか。

○濱西専門委員 公共事業なので、そうしたものは主として国と地方公共団体が発注しているわけで、その発注元がどこに発注したかというデータは当然持っているわけで、それをデータとして突合すれば、特に事業者に提出させなくても済む。要は、国ないし地方公共団体が持っているデータをわざわざ事業者に改めて提出させているということがあるので申し上げている次第です。

○平田建設業課長 この様式の中で求めている施工金額の中には民間工事も入ってございまして、そういう意味で言うと、なかなか国と地方公共団体だけのデータでは、その建設会社の実力を示す施工金額には届かないということで、民間の工事の情報をどう集めるかという問題はあろうかと思えます。

あと、地方公共団体の中でも特に市町村とかはかなり弱小な体制で仕事をしているので、一種の名寄せをどうするかという話だと思えますけれども、そこでまた地方公共団体に事務の負担。要するに、中小企業の負担にはならないけれども、地方公共団体の負担になるという話になりかねない面もあろうかと思えます。ただ、いずれにしても、施工金額を見るときは民間工事の部分があって、マーケット全体で言うと6割は民間工事でございますので、そこら辺の課題があるかと思えます。

○高橋部会長 後半はいかがでしょうか。

○平田建設業課長 後半のところにつきましては、こういったまとめ方ができるか、ちょっと相談させていただきたいと思えますけれども、現状を申しますと、実はインターネットでの閲覧にはなっていないのです。これは全部紙ベースであるがゆえに、まさに電子申請化を進めようとしているわけですがけれども、実は私どもの検討の中でも、電子申請化を進める中で、情報をより見やすくするという意味で、ネットでの公開もあわせて今後検討していこうと思っています。ただ、現状を申しますと、インターネットでの閲覧はやって

いないというのが実情でございます。

○高橋部会長 そうすると、事務所に来なければ見られないということですね。

○平田建設業課長 許可行政庁に来ていただいて、見ていただく形になっております。

○高橋部会長 かなりそれは負担。一般消費者にそれはなかなか難しい。誰が見るのだという話になりかねないと思います。

○平田建設業課長 定量的には把握していませんけれども、結構いらっしゃって、閲覧のスペースがあって、そこで見ていただいております。数をどう把握しているかという問題はありますので、今の委員からの御質問について、どういうデータというか状況を御説明できるか、御相談させていただければと思います。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

川田専門委員。

○川田専門委員 私のほうから1点、(1)の独自様式に沿った形での財務諸表の作成、提出についてでございます。実はこれもアンケートによりますと、会社法上に基づく財務諸表との重複があるのではないかという意見が結構来ているのです。

詳細な内容はよく分からないのですが、もし重複があれば、何らかの形でそれをなくしていただきたいと。本当に水増し防止と虚偽申請を防ぐ観点というならば、そこに限定して内容の見直しを行っていただきたいなど。

要は、みんな独自にこれは必要なのだと書いてあるのですけれども、内容の精査については触れていませんので、そういうところもぜひ御検討をお願いしたいと思います。

○平田建設業課長 例えば、ある会社の売り上げがあったときに、その売り上げの中で、いわゆる完成工事高、建設業としての売り上げがどのぐらいあるかと、あるいは売掛金とかの中で建設業関係分がどれだけあるとか、そういったことが分かるような財務諸表になっていまして、通常の家計法の財務諸表の様式だと、要するに建設会社として見たときにどうだろうかというところがやや分かりにくいということで今の形になっています。

それは裏を返して言うと、どういう情報が分かれば建設会社としての財務の評価ができるのかという議論と表裏だと思いますので、今の御指摘を踏まえまして、例えば何らか項目を調整できないかとか、その辺のところは少し勉強させてください。会計的な結構専門的な検討になってくると思いますので、建設会社の経理をやっている人とかの話も聞いてみて勉強させていただければと思います。

○高橋部会長 今の御質問に関連するのですが、会社法上の財務諸表は、これをつくってしまえば作る必要がないのですね。

○平田建設業課長 建設業に関してはそうです。

○高橋部会長 建設業については、これだけつくれば、会社法上の財務諸表はもう作る必要がないと。

○平田建設業課長 要するに、会社法上、財務諸表の形式を定めていますが、建設業とか、例えば十幾つの業種がありますけれども、その特別な幾つかの業種については会社法では

ないやり方でやれば良いというのが会社法の財務諸表の考え方ですので、建設会社については、これだけつくればオーケーということですが。

○高橋部会長 分かりました。では、そこはぜひ御検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

田中専門委員、どうぞ。

○田中専門委員 先ほども質問させていただいたのですが、建設業法の決算報告に関する点についても「虚偽申請を防ぐ観点から」と記載されています。こちらはもちろん名義の虚偽もあるのですが、内容の虚偽をも含むという御趣旨でしょうか。

○平田建設業課長 今回の御説明の中で申し上げた虚偽申請は、専ら内容の話でございまして、例えば、公共工事に出すときに、この工事は経営事項審査何点から何点までの業者さんに参加資格がありますよという形でやっていく場合が多いのですが、その点数の水増しをするために財務諸表のデータをある意味操作するような例があったりするものですから、それを防ぐためにチェックする側としても幾つかチェックの手段を持っているのですが、そういう意味での虚偽申請対策でございまして。

○田中専門委員 年間44万件ぐらい決算報告があるということなのですが、これを全件調査されているということになるのでしょうか。

○平田建設業課長 実際にチェックをするのは、まさに点数が水増しにつながるような財務諸表の操作を見なければいけない場面というのはいわゆる経営事項審査の部分だけでございまして。許可をするときに最小限、例えば自己資本がどれだけあるかとか、そういうチェックはしておりますが、それはそれでやっておりますが、虚偽申請対策が非常にいろいろと、より我々も神経を使っているのは公共事業につながっていく経営事項審査の部分でございまして。それは44万も業者はいない状況でございまして。

○田中専門委員 そうすると、必要なときに求めれば足りるのであって、決算報告のときに常に添付書類を全て求める必要はないような気もするのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。

○平田建設業課長 そういう意味で申しますと、決算報告の際に全部求めているわけではなくて、経営事項審査のチェックをするときに求めたり、そのときだけに限って求めているものとかもありますので、常に決算報告のときに添付書類をいろいろと求めているわけでは、実務的にない状況です。

○田中専門委員 そうすると、最後の⑥のところで虚偽申請対策と併せて検討を行うとお答えいただいているのですけれども、決算報告の添付書類については、もともと内容の虚偽の確認のために求めているものは少ないということですから、ここで言う虚偽申請対策とは、専ら名義の虚偽というふうに捉えてよろしいでしょうか。

○平田建設業課長 ⑥の御指摘で書いてあるのが決算報告と建設業の許可申請の2つであるわけですが、私どもの受け取り方の問題ですが、経営事項審査とかも含めての話だと思っておりましたので、そのように書かせていただきました。ただ、先ほどほかの分

野でもお話が出ているとおり、申請者の虚偽というところの問題は、同様に我々も電子申請とかの検討を進める際にも出てくる論点だと思いますので、そのところはよく認識して検討していきたいと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。入札関係の公共工事にも関連しますので、ここら辺も引き続きよろしく願いいたします。

それでは、最後、測量法につきまして御質問等を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○川田専門委員 これは先ほどの議論にもつながるのですけれども、いかほどが公衆の閲覧に供されているのかなど。真正性を求める割には非常に添付書類が多いなという印象を持っておりまして、真正性を確保するための別な手法がないのかという思いがあります。

⑧の関係ではそれが1点です。

それから、営業経歴書は、測量業者の技術力を評価するに当たって重要な情報であることから、3カ月以内の提出が求められています。電子申請利用率が0.3%余りという実態があるわけです。この0.3%という非常に低い原因は一体どこにあるという分析をされているのか。それについてお聞きしたいと思います。

○出口建設市場整備課長 ありがとうございます。

まず1点目の⑧の書類が多いのではないかとこのところでございますけれども、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、測量法の関係で2つの目的がありまして、1つは行政側の指導監督の基礎にするという目的と、ほかには、注文者のほうから見て適正な業者選択のために適切な情報を見ていただくという2つの目的がございます。

そういう意味で、今、インターネットでぜひ公表していきたいとは思っておりますけれども、特に書類につきましては、測量業者側の申請の負担もちろんございますけれども、御覧になれるユーザー側、注文者側の一覧性、利便性というのも考慮しながら、バランスをとりながらやる必要があるのかなということで、今のところこういう書類が必要ではないかと考えております。

公表する部分については、先ほど申し上げたようにサーバーの容量の関係で物理的に今できていませんけれども、方向としては、できるだけユーザー側、発注者側の利便性に資するような形にしたいとは考えております。

もう一点、⑦で電子申請が低い原因でございます。悉皆的に調査したわけではないのですけれども、よく事業者団体、測量業の団体の方ともお話をしますが、正直、電子申請について御意見をいただいたことは余りなくて、こちらからお聞きしても、基本的には中小企業さんが多いものですから、そもそも会社の中で例えば申請書類について紙ベースで管理をされている場合があるので、その場合にわざわざそれをネットに打ち込んでまたやるよりも、そのまま紙でコピーして出したほうが早いねということをおっしゃる方もいらっしゃるようです。

あるいは、そもそもネットでできるのは知っているけれども、どうやってやるかよく分からないというお声も時々お聞きします。その部分については、我々も余り解説が丁寧ではなかった部分もございますので、例えばホームページでこういうやり方をしましょうとか、あるいはパンフレットみたいなもので、このような手引きに沿ってやればネットのほうが簡単にできますよとか、そういったものはこれから年度内につくっていきたいと考えております。

以上になります。

○川田専門委員 ⑧なのですけれども、例えば、株主資本等変動計算書、注記表、本当にこんなものが必要なのかなという単純な疑問があります。ちょっと過重な添付書類なのかなと。もちろん貸借対照表、損益計算書、これは法人であれば誰でもつくっておりますので、それを用意すればいいと思うのですけれども、本当に注文者がそこまで確認しないとだめな書類なのかなという単純な思いがありますので、お聞きした次第でございます。

○出口建設市場整備課長 そのあたりの書類の削減についても、引き続き、いろいろ御意見をいただきながら、特に事業者さんの御意見、なかなか具体的に、実は余り声がないのです。このように書類が今大変なのでやめてくれとか、定期的に意見交換をするのですけれども、実は聞いたことがないものですから、改めてそのあたりは特出しして聞いてみたいなと思います。

○高橋部会長 私も書類については素人目に見ても明らかに、本当にこれだけ要るのかなという気がします。そこは実感がなくてもコスト削減というのは極めて重要なこととございますので御検討いただきたいということと、インターネットで見られなくて行政庁にわざわざ来なければ見られないという制度は、事業者に出せと行って、見るのに非常に手間がかかるのでは、正当性がないのではないかと思います。そこは御省の中で予算配分をしっかりとっていただいて、ぜひインターネット化をしていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○濱西専門委員 これも具体的な数字でないと議論のベースが平行線になりますので、先ほど建設業法でも申し上げましたように、過去3年間の閲覧者数の実数ということで、実際に書類を事務所に来て見た人の数、それからインターネットの閲覧者数、それを事務局のほうに提出していただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

○出口建設市場整備課長 ありがとうございます。

ちょっと我々のほうでも、今、ネットではなくて実際に書類を置いているのが各地方整備局と事業者さんの営業所が置かれている都道府県のほうに置かれているものですから、どこまで訪問者のデータをとっているかというのは確認しないとあれですけれども、どういう出し方ができるのか、考えてみたいと思います。

○高橋部会長 それから、虚偽申請の話なのですが、建設業法というのは割と行政法でも有名なところで、苦勞されているのはよく分かるのです。しかし、測量法というのはかなり技術者集団なので、本当に虚偽申請対策にそんなに苦勞されているのかなという気がす

るのですが、そこはいかがなのでしょうか。

○出口建設市場整備課長　そこは、必ずしも過去に非常に問題になった事例があるということではないかとは思いますが。そのところは私は今の時点でそういうものを持っているわけではないのですが、もともと測量という業務自体が、普通は測量をしてそれに基づいて設計をしてさらに建設するという一連のプロセスの中の一番川上の部分になるわけですので、測量が間違っているとそれに基づいて設計をしてしまって実際に現場で着工が始まって、後で見ると全然測量が違うではないかということが現場で起こらないとも限らないということですので、そういったときに事後的に救済が本当にできるのかといったことも含めて考えたときには、ある程度真正性、内容の真正性もそうですし、本人の確認という部分もそうだと思いますけれども、そこは厳格に見ていかなければいけないのではないかというのが我々としての思いでございます。

○高橋部会長　そこはぜひIT室とも横並びでしっかり見ていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、担当の審議官によくお伝えいただければと思いますので、よろしく申し上げます。本日はお忙しいところをありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

(国土交通省退室)

○高橋部会長　厚労省の前に5分だけ休憩をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(休 憩)

○高橋部会長　よろしいですか。お待たせしていますので、厚労省をお呼びしたほうがよろしいかと思えます。

(厚生労働省入室)

○高橋部会長　恐れ入ります。お待たせ申し上げまして、失礼いたしました。

それでは、続きまして、厚生労働省より資料4について御説明を頂戴したいと思います。

本日はどうもお忙しいところ、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

時間の関係で、20分以内ということで、よろしくお願いいたします。

○森光研究開発振興課長　私、厚生労働省の医政局研究開発振興課長をしております、森光と申します。

資料4の一番最初でございます「1. 再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、これにつきまして、御質問と、それに対する回答ということで、少し御説明をさせていただきます。

そこに書いてありますとおり、再生医療等安全性確保法については、省令で各手続につ

いて様式を示しております。再生医療等の安全な提供、患者さんの保護ということですが、医療の質及び保健衛生の確保という観点から、申請者、再生医療等安全性確保法では、申請者を医療機関の管理者としております。その組織体としての意思決定の確認を行う手段として、現在のところ、押印を求めているという状況でございます。

この申請に当たりましては、そこに書いてありますように、真正性・本人の確認・意思確認が必要と考えております。現時点では、見直しということに至りませんが、内閣官房において、2017年度末までに押印見直しに関する方針、2018年度を目途に「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の見直しが行われるということをお伺いしておりますので、その見直しを踏まえて変えていきたいと思っております。

2つ目の御質問でございますけれども、郵送での申請は可能なのかということでございますが、郵送での申請は可能としております。オンラインでの申請につき、検討の余地はないのかということでございますが、実際、現在の再生医療等安全性確保法に基づく申請につきましては、作成支援をする独自のシステムをつくっております。また、押印の必要な申請書類以外の添付書類については、システムにアップロードをいただければ、紙での提出は不要としております。押印の部分が入っております申請書類だけ、そのため、郵送をお願いしておりますが、それ以外の添付書類に関しては、全てオンラインでの提出が可能となっております。検討の余地はないのかということですが、できる限りのことはさせていただいております。

私からは以上です。

○高橋部会長 よろしくお願ひいたします。

○屋敷総務課長 医薬・生活衛生局総務課長の屋敷と申します。よろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の2ページ目、3ページ目、私どもは薬機法と言っておりますが、医薬品、医療機器等の法律でございます。自治体で実務を担っておりますのが、薬局、販売業といった直に患者さんに接する部分でありますとか、製造販売業あるいは製造業等の許可、それに伴う手続について自治体のほうで担当しております。

今回のテーマに即しまして申し上げますと、まず、削減方策としては、郵送率を上げることにより負担軽減ということで取り組んでいきたいと考えております。昨年秋に自治体に協力を要請しておりました、年末の段階で行きますとまだ10%であったということですが、引き続き、例えば私ども、今月、また全国の担当課長会議等を開催いたします。基本計画の趣旨、あるいは行政手続法の趣旨というものも、改めて自治体と認識の共有を図りながら、郵送化の取組について推進をしてまいりたいと考えます。

また、お願いするだけではなくて、ちゃんとフォローアップすることも大切だと考えております。そのような形で基本計画の進捗を進めてまいりたいと思っております。

電子申請の関係でございますが、判こが要らないところにつきましては、電子メール等からの取組ということになりますが、それを進めていくように同じく自治体には働きかけ

てまいります。

また、薬局に関しまして、標準処理期間、あるいは審査基準についてでございます。審査基準につきましては、従前より通知、Q&Aの形で示しているところでございますが、改めて、いろいろなところを見て分からないということだと不便ですから、行政のほうもそうですし、申請者のほうもそうですが、一覧性がある形で見られるように、ホームページ等の整理をしております。それに沿った様式で受け付け審査を行う、あるいは申請をしていただくように、自治体にも連絡をさせていただいております。

また、標準処理期間、審査基準、公表していない自治体もあるということでございます。これは同じく、また、これはお互いのためになることだと思います。自治体にも促してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

○道野食品監視安全課長 食品監視安全課長の道野と申します。よろしくお願いいたします。

資料4、4ページ目、「3. 食品衛生法」の部分でございます。食品衛生法自体は、御承知のとおり食品の安全規制ということで、許可手続きにつきましては、公衆衛生上、影響が大きいと考えられる飲食店を初めとした34の業種について、許可営業とされております。

御質問ですが、食品衛生法関係の手続きにつき、全国統一のオンラインシステムを構築する予定があるということでございます。システムの仕様や構築のスケジュール、システム導入により様式も統一されるのかというような御質問でございました。

資料、次のページを見ていただきますと、「食品衛生申請等システム（仮称）について」という資料がございます。これに基づいて御説明いたします。

このシステム自体は、現在の営業許可の関連手続きについて電子化しようというものであります。②のところにありますように、営業許可申請から始まりまして、許可証の作成というようなことも含めて機能を持たせる。さらには検索等もできるようにしていこうということで、結ぶ先としては、食品等関連事業者、それから、実際に事務をやっている地方自治体の保健所、本庁、それと、厚生労働省からも内容について確認できるようにするといったようなシステムのイメージでございます。

スケジュールにつきましては、下の囲みでございますように、平成30年度からシステム開発をスタートするというようなことで計画をしております。課題といたしましては、まず本人確認の仕様については今後検討していくということが1点。あと、許可の場合、現場の施設と申請内容の確認であるとか、現場の構造や設備が基準に合っているかどうかということで、現場検査を行うということがあります。

さらに、各自治体で、現在、電子申請を行っている自治体はございませんけれども、申請内容を保存するのにシステムを既に持っている自治体がございますので、そういった自

治体の既存システムとの、要は連結をどうしていくかということなどが今後の課題になっていくと考えております。

ちなみに、申請の様式につきましては、今、御説明したように、申請等はシステム上で行うことにしようということで計画をしておりますので、基本的には申請に必要な事項については統一されると考えております。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

○竹林生活衛生課長 続きまして、6 ページ目の「4. 美容師法、理容師法、旅館業法」でございます。

論点のところに書いてあります御指摘ですが、「担当者ごとに判断基準が異なる」ということがまず書かれておりますけれども、同じ自治体であれば同じルールでやっていただくというのは当然のことだと私どもも思っておりますが、こういう話については基本的にはそれぞれの自治体のほうで対応いただくことかと思えます。

いわゆるローカルルールについてということでございますけれども、美容師法、理容師法、旅館業法につきましては、自治事務である上に、もともとその地域の実情を踏まえた条例を定めるということが明確に想定される法律になっておりまして、当然、自治体がそういう条例を定めることによって、結果的に地域間で対応にばらつきが出るということは、法律上、当然想定される事態でありまして、地方分権の観点からも、これを問題視することにはなかなかならないのかなと思えます。

国としてのガイドラインということにつきましては、当然この3法ともガイドラインとして衛生等管理要領という通知を出させていただいております。当然、それに疑義が生じるといったことはどんな行政分野でもあると思うのですが、それについては丁寧に対応する。質問が多いことについては、Q&Aを出したりとか、場合によっては表現ぶりを直させていただいて、ばらつきが生じないように丁寧に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 よろしく願いいたします。

○成田大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭、少子化対策担当） 児童福祉法の関係につきましては、子ども家庭局でございます。

資料7 ページ、まず⑦の関係でございます。標準的様式の策定に当たりましては、今後、幾つかの自治体の様式を参考の上、標準的様式を策定いたしまして、各自治体に対して通知させていただくことを想定しております。

その際に、各自治体の個別具体的な事業に対応できるような様式にする必要があると考えておりますので、御指摘の点も踏まえて対応していきたいと思っております。

⑧放課後児童健全育成事業につきましては、自治事務でございますことから、地域の実情を踏まえた条例等を定めることができることになっておりまして、地域間で対応にばら

つきが出ることにつきましては、想定されているところでございます。地方分権の観点から、様式の統一、あるいは「ローカルルール」の是正に当たりましては、地方自治体の御意見をよく聞いて検討することが必要ではないかと考えております。

厚生労働省といたしましては、現在、計画に書いてございますように、様式をインターネットで入手できるようにすることや「届出を郵送や電子メールで行えるようにすること」につきまして、自治体の御理解、御協力をいただくようお願いをすることに加えまして、御指摘を踏まえまして、現在、届出様式の例をお示ししておりますけれども、ここにおける本人確認、押印の在り方の見直しなどについて、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 よろしくお願ひいたします。

○内山障害福祉課長 障害福祉課長でございます。

9 ページ目「6. 障害者総合支援法」に関してでございます。これは障害者の方々について福祉サービスを提供している法律でございますけれども、まず、郵送届出につきまして、郵送により提出される変更の届出の程度につきましては、私どもで正確な件数を把握しているものではありませんが、指定権者、都道府県、政令市などによりまして、郵送での届出の割合が高いところ、低いところ、実態は様々だと承知してございます。

この指定等の手続におきまして、電子申請の仕組み、これは都道府県、指定都市等で受け取っていただく必要があるわけですが、そこで電子申請の仕組みが十分に整備されていない現状を踏まえまして、一方で「行政手続コスト」削減ということもございまして、今回の基本計画においては、郵送による書類提出を原則とさせていただいております。

電子申請手続の導入については、その導入に伴う影響、特に自治体におけます電子申請の仕組みの整備状況なども踏まえて、今後対応を検討させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問を頂戴したいと思いますが、私のほうで、まず全体的なところをお願いしておきたいと思ひます。

今日は窓口の審議官がいらっやっていないのですけれども、お伝えいただければと思ひます。1月10日付で「基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直しへ向けて」という取りまとめを我々の作業の中で行いまして、事務局から皆様方のところにお送りをさせていただいております。本日の会議の参考資料6でございます。

そこでも、我々の検討の中で、御省ごとに、省庁ごとに、許認可については2割削減というのを明確に「道筋」をつけて達成していただくことが必要だという結論に至りました。そういう意味では、3月の頭までに厚生労働省として全体の許認可、2割削減の「道筋」

を明確につけていただく基本計画を出していただくことになっておりますので、皆様方、全部含めて2割、お願いしたいということになっております。その旨、御協力ほど、よろしくお願ひしたいと思っております。お伝え願えればということでございます。

それから、オンライン手続についての御回答は幾つかありますが、我々としては、現在可能なものでも利用率が低いものであるとか、過去に一旦オンラインを導入したのだけでも、やめてしまったという手続があるのは承知しております。その場合でも、なぜオンラインが進まなかったのかという分析をきっちりしていただいて、なるべく障害要因を取り除く方向で御検討いただければと思っております。

それとの関係では、基本計画を策定した時点と今日の時点では、もう世の中の状況は全く変わっておりまして、総理の添付書類はなくすという御発言もいただきましたし、今、御同席いただいているIT本部でも、押印の省略については横断的に手続、棚卸しをするというような方針も出ております。その方針に従って、ぜひ基本計画を見直して、2割削減にめどをつけていただきたいということを、厚生労働省全体として、かつ、それぞれの手続を御担当している部署に対してもお願ひしたいと思っておりますので、その旨、よろしくお願ひいたします。まず、そういうことでございます。

個別の法律に行きたいと思っております。再生医療の関係につきまして、御質問を頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 1点だけ質問でございます。

①につきまして、これは政府の方針に従って改定をするということで御回答をいただいたと認識しておりますが、②につきまして、下から2行目ですが、オンラインで完結する仕組みについては、費用対効果も勘案しながら考えますということなのですが、どういう費用とどういう効果というものを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○森光研究開発振興課長 オンラインで完結する仕組みというのは、今のシステムを少し改修する必要があります。システムについては、ほとんどの申請者に使ってはいただいておりますので、押印が必要な申請書類の郵送をなくすことができれば、確かに私どもはいいと思っておりますが、そのためには、システム改修の費用が発生します。

効果という意味では、例えば、新規提供計画の申請が年間約800件ぐらい行われております。この申請件数が、徐々に減ってきているところもあるので、そういう意味で、システム改修のための費用が認められるかどうか。その費用さえ認められれば、国の方針の見直しに従ってシステムを改修していくということは、私もやぶさかではないと思っております。

○川田専門委員 実は今回の見直しの目的というのは、事業者における行政手続負担、コストを削減していこうという観点からのものでしたので、費用というのは行政側の費用なのか、事業者側の費用なのか確認したかったわけですけれども、行政側の費用だということですか。

○森光研究開発振興課長 もう一つは、押印をやめるという国の方針の見直しに従ったときに、申請者側にどのくらいの費用がかかるのかというのは、私どももまだ見えておりませんので、その分は少し考えなければいけないと思っています。

○高橋部会長 関連してですが、これは川田専門委員からも国交省のときにお話しされたのですが、全体として電子に行っているときに、少しだけでも紙が残っているというのは、事業者にとってはIT化を進める点では困難である。一個一個の手続については少しの費用でも、全体としてIT化を進める上で紙が残っていると、なかなか進みにくいという現状がある。繰り返しますが、全体としてのIT化の推進ということで言うと、ちょっとした紙が残っているというところは、そこの手続だけ見ればそうなのだと思うのですが、会社全体のIT化の前進にとってみれば、それだけ残っていることでかなり障害になることもございますので、そこはぜひ御検討いただければと思います。

これもぜひ全体の関連として、国交省にもぜひ事務局から言ってほしいのですが、経産省としては、中小企業に対しては、300万社ある中小企業のうち100万社に対しては、IT化の導入について補助金を出すと現在おっしゃっております。そういう状況も踏まえて、中小の事業者に対しても、国としてはIT化を進めるという方向の中で物事が進んでいる状況を踏まえて、ぜひ御検討いただければと。これも厚労省にぜひ、全体を担当されている方にお伝えいただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 申請書の申請者の押印なのですけれども、病院管理者が申請をすること自体が意思のあらわれであり、意思決定の確認というのは理由になっていないと思いますので、こういうことを書くことは控えていただきたいと思っています。

真正性や本人確認については、先ほど見直されるということですので、ぜひとも検討していただきたいというお願いです。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○森光研究開発振興課長 確かに真正性の部分と意思確認ですね。そこについては、私どもも非常に大事なことだと思っています。確認の方法として、将来的に押印の見直しの方向性が決まれば、それに従って確認の方法を変えていくことについては、やぶさかではないと思っています。

○高橋部会長 そこを申し上げたいと思うのですが、御省の中でも、そういうことを待たずに廃止されると決められた部署もたくさんあるのです。そういう意味では、待ってから検討するというのではなくて、棚卸しをIT室が進めておりますので、その中で積極的に検討されているという姿勢を見せていただきたい。要するに、政府全体でこう決まったからそれに基づいてやりますというのではなくて、既にその作業の中で、積極的にIT室などでやっている棚卸しに合わせて前向きに御検討いただく姿勢を見せていただきたいと思っています。そこはいかがでしょうか。

○森光研究開発振興課長 押印による本人の確認というところにおいて、私どもが担当している再生医療等安全性確保法に基づく手続というのは、例えば、再生医療等提供計画の新規申請は年間約800件ですけれども、申請者としては小規模なクリニックが多くなっており、他の一般的な手続の対象となる事業者と異なる部分があります。

○高橋部会長 クリニックだって、税金だって集まるし、そういう意味で、全体としてのIT化を進めていく方向で政府は動いています。繰り返しますが、そこだけ取り上げるか、それとも全体として政府全体の行政手続がIT化の方向に行っている中で、それに合わせるかという話だと思いますので、そこは個別、IT室ともよく御相談して、御検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

これは印鑑証明も求めているのですか。

○森光研究開発振興課長 求めておりません。

○高橋部会長 分かりました。それは結構です。

そういう意味で、そういう方向で、ぜひよろしく願いいたします。

次が医薬品の関係でございますが、これについて御質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 2ページでございます。これは③④を通しまして、地方自治体への周知徹底、あるいは、その辺の向上に努めるという御回答であるわけですけれども、厚労省担当部局の地方自治体に対する徹底の度合いはどのくらいなのか。

つまり、厚労省の担当部局が、例えば電子化を進めよう、統一の申請様式を作ろうというときに、地方自治体はそれに従うのか、協力をするのか。あるいは、地方には独自の様々な事情があるからだめだ、参考にはするけれども、予算の関係もあるので別に従う必要はないよ、ということなのか。その辺り、厚労省の担当部局としての地方自治体への指導の在り方みたいなものはどのようなものかをお聞きしたいところです。

○屋敷総務課長 私どもから見て、薬機法の自治体との関係でございます。法律自体は自治事務ということなのですが、薬機法の性格を考えますと、まず、物を承認するというのは国が行っておりまして、あとは実際の患者さんのインターフェースであります薬局、あるいは販売業といったところ、あと製造業、マニファクチャー、そういうところは自治体で行っている。

この事務の性格からいきまして衛生規制でございますので、基本的にはそんなに地域の実情に差があるものとは考えておりません。そういう意味で、今回自治体に働きかけるといことで申し上げておりますけれども、それは自治体でも審査とか内容を、添付書類等も含めて、基本的には同じものをしていただきたいと思いますと考えております。また、自治体のほうの、我々のこういうスタンスに対してどのようなリアクションがあるかということは、丁寧に拾う必要があるかと思っています。

今回、この基本計画の策定等の機会を捉まえまして、申請者の負担軽減、これは大切なことだと思っていますので、自治体とのコミュニケーションを続けながら取り組んでいきたいというのが基本的なスタンスです。自治体も恐らくそんなに大きな反発などは出てこないのではないかと。ただ、これからコミュニケーションを続けなければいけませんので、それはしっかりとりながらやっていきたいというスタンスでございます。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 まず御質問させていただきたい点が、この法律の地方公共団体の許認可等については全て自治事務であって、法定受託事務はないということで理解してよろしいでしょうか。まず前提を質問させていただきたいと思います。

○屋敷総務課長 そういう前提で結構かと思います。

○濱西専門委員 分かりました。ありがとうございます。

仮に自治事務だとした場合においても、法律を所管しておられるわけですから、一定の統一的な事務展開が全国で行われるように確保する必要があると考えております。

したがって、まず審査基準が公表されていないとか、そういうものは非常に行政手続法との関係で問題があるわけで、

あるいは、標準処理期間についても。

○高橋部会長 標準処理期間は設定したら公表です。

○濱西専門委員 標準処理期間についても設定したら公表しなければいけないわけですし、標準処理期間のばらつき、こういったような基本的な事項については実態を把握して、地方公共団体に対して技術的助言として働きかけていく。そうした対話が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○屋敷総務課長 まさに御指摘のとおりで、薬機法の運営をするということは、同時に、そういう観点は必要ですが、行政手続法も行政機関である以上守っていかねばいけないということでございます。ですから、そういう意味で、私どもはまだ不足の部分もあるという前提に立った上で、自治体の実態把握もしたいと思っておりますし、標準処理期間の設定、あるいは、その場合の公表とか、そういう取組は進めていきたいと考えております。

○高橋部会長 ほか、いかがでしょうか。

1点、開設申請については登記事項証明書を求めていらっしゃると思いますが、それはそれでよろしいのでしょうか。

○屋敷総務課長 求めております。

○高橋部会長 こういうものは政府間のバックヤード連携で不要にしましょうという方向になっておりますので、厚労省としてもその辺は御検討いただければと思いますので、よろしく願います。それはよろしいでしょうか。

では、その辺、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

次は食品衛生法についてのお話に移りたいと思います。いかがでしょうか。

全国オンラインシステム、これは意欲的なお話だと思ひまして、すばらしいと思ひます。自治体と具体的に話を共有されていると思ひますが、どのような要望が出ているのかということ先進的な事例として御紹介いただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○道野食品監視安全課長 スケジュールは先ほど申し上げたとおり、30年度の予算と2年間で基本設計するということでスタートします。それは事前の調査というより、実は今、ちょうどアンケートをとっているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、電子申請自体はやっている自治体はないのです。ただ、例えば施設の図面だとか、そういった過去の申請を管理するためにシステム化しているところが一部ございまして、これから開発する新システムとそのシステムの連結をどうするかというところは、結構各自治体、悩ましい部分になってくるのではないかとと思ひます。それについては、一部、そういった声も既に聞いております。

先ほど申し上げたとおり、現場確認があるということがありますので、必ずしも電子申請だけで手続が終わるというわけではないので、そういったところも含めて、事業者の方にも理解をいただきながら、進めていく必要があるかなと考えております。

○高橋部会長 自治事務ですね。そういう意味では、ある意味で電子申請するということだと様式も統一しなければいけないということだと思ひますけれども、自治体独自の項目が要るのではないかとこの話も多分あると思ひます。これは子ども・子育て本部にもお願いしているのですが、自治体の独自の要望にも応えるような標準様式をぜひつくっていただけるような工夫をお願いしたいと思ひます。そこはいかがでしょうか。

○道野食品監視安全課長 様式については、現行を申し上げると、標準様式を示してはいますけれども、実際にそれを使っているところは3割から4割ぐらいかなというところで、そういう切替えのタイミングがないとなかなか難しいところがございます。

通常国会に食品衛生法の改正法案を出すように、今、準備をしておひまして、こういった機会にできるだけ様式だとか基準だとかというものも含めて統一できないか。もちろんきれいに全国同じようになるのは難しいと思ひますけれども、現行、かなりばらつきがあって、そういった観点での指摘もございまして。何とかその辺の対応が、自治事務という制限、制約の中でどこまでできるのかというのは、我々もまだ考えていかなければいけないところなのですけれども、対応していきたくて考えています。

自治体の要望に関しましては、現在、自治体が申請時にとっている項目、情報について、できるだけ幅広くデータとして含めるように、今の時点では、項目はざっとデータを一応整理したものを、先ほど申し上げたように、自治体にアンケート調査をやっているのですが、そういったものが必要かどうかということも今、聞いているところです。

ただ、経費等の関係もありますので、どこまでやれるかは今後の話ではありますけれども、自治体からもそういった観点での意見も聞いているというのが現状でございます。

○高橋部会長 繰り返しますが、自治事務なので、自治体独自の基準があり得る。ただ、当然これはちょっと過剰であるとか、不合理な項目というのは、法令所管官庁としては技

術的な助言でなくしていただくことは必要だと思います。

ただ、多少のばらつきが出てくるのは、これは自治事務である性格上、やむを得ません。それを踏まえて、子ども・子育て本部にもお願いをしましたが、ほとんどの自治体が使えそうな標準様式を工夫して、自治体の要望を聞きつつ、標準様式化を進めていただければと思います。その辺は議事録などを見ていただいて、御検討いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 様式の問題もそのとおりなのですが、添付書類も場合によってはばらばらなところがあるかもしれませんので、もし統一できるのならば統一していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○道野食品監視安全課長 はい。

○高橋部会長 その辺も含めて、よろしくお願いいたします。

次は美容師法、理容師法、旅館業法について、お願いたいと思います。

御質問等がございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

これは6ページの論点を注意して書いたつもりで「担当者ごとに判断基準が異なる」と書いてありますね。要するに、自治体ごとに判断基準が異なるから困るとは書いていないので、別に分権の観点から問題があるような、統一をしてくれというお願いをしたつもりはないのですが、そこはいかがでしょうか。

○竹林生活衛生課長 一応2つに書き分けておりまして、要は、1つ目のパラのところ担当者の個人ごとに解釈が異なるみたいな話なのですが、これはさすがによくない事態だと思うのですが、我々は少なくとも国の法令の解釈はこうですということはお示しています。

そこが担当者Aと担当者Bで解釈が違ふと言われましても、基本は自治体の中の問題なのですが、ただ、私どもの例えば通知の文言がすごく不明瞭でそういうことが起こってしまうのであれば、それは直さなければいけないのだと思うのです。それはある意味で日々の、この解釈はどうかという疑義解釈に丁寧に対応したりとか、そこに書いてありますように、Q&Aを出したりなどすることによって、標準化というか、誰が読んでも同じ解釈になるような努力はしていきたいと思っています。

なお「ローカルルールにつき」と書いてあったものですから、2番目のことについては、一応書かせていただきましたというだけのことでございます。

○高橋部会長 自治事務なので、多少基準が地方ごとに違うのはやむを得ないと私も思っています。ただ、繰り返しますが、その中で裁量性が高過ぎて、運用が不透明というのは、ある意味では、法令所管官庁の注目すべき問題、関心事項だと私は思うのです。

そういう意味では、事業者から指摘をされているということであれば、特にそこを指摘していただいて、運用を直していただくという御努力はしていただければと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○竹林生活衛生課長 例えば旅館業法に関して言いますと、規制改革推進会議の御意見を踏まえて、最近、結構大きな規制緩和をしています。国のほうの法令や通知をすごく簡素にするわけなのですけれども、例えば旅館ごとの便所の数の規制みたいなものはもともとありまして、宿泊者の人数に応じて何個以上便器がなければいけないなどというルールがもともとあったのですけれども、これは細か過ぎるということで、例えば今回なくしています。

ところが、なくしますということ自治体の担当者に言うと、ルールがなくなってしまうのですかと、こんなにアクションだったりもします。要は、私どもの通知上は、適当な数があればいいというルールにしているのですけれども、もしかすると、自治体ごとに、それでは余りに何もルールがないのも困るということで、ローカルルールができてくるかもしれないという危惧を持っています。

ただ、網羅的にローカルルールがいけないのだという前提に立って、全体を調査することはなかなかできないと思いますが、私どもの今、行っております規制緩和の観点で、ゆゆしきものが個別具体的に、このばらつきはひどいのではないのみたいな御指摘があれば、そこは実態を把握したり、自治体に対して全国の状況はこうですみたいなことで、再考を促す対応は考えられるのではないかと思います。

○高橋部会長 性能規定化だと思うのですけれども、繰り返しますが、性能規定になっても、性能規定の運用については予見可能性があって、恣意性がないような運用をしなければいけないというのが、これは当たり前のことだと思います。

そういう意味で、自治体に対しても、規制緩和の観点で法令が簡素になったとしても、繰り返しますが、その運用に当たっては、逆に規制緩和の観点から、事業者からいろいろと苦情が出るような、問題点を指摘されるような運用にしてもらっては困りますというようなことは、これは法令所管官庁としては繰り返しお願いしたいということです。

ですから、そういう意味では、まさに自治体に任せられた基準の運用については、私どもとしては、こういう運用をしていますということ、ある種、透明性のある形でしっかり示していただくというような御助言をいただくことが必要なのではないかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○竹林生活衛生課長 失礼いたしました。なので、本当に私どもも通知上、トイレの数は適当な数ということで、細かなルールは設定しないということをお示しはするわけなのです。ただ、そうは言ってもみたいなことがあり得るので、ここは個別具体的に、こんなものはひどいのではないかというようなお話があれば、もちろん強権的にできませんけれども、先生がおっしゃったような形で自治体を指導することは可能だと思います。

○高橋部会長 限界事例について、自治体にそういうことを自分で決めてくれというお願いですね。予見可能性のあるような形で運用可能な基準を具体化してくれと、こういう話なのではないでしょうか。

○竹林生活衛生課長 私どものほう、今の便所のことを余り個別に掘り下げてもしようが

ないのですけれども、数値に科学的な根拠がないものを緩めよと言われてまして、それで適当な数というルールにしているわけです。なので、自治体ごとに予見可能性のある数字を置けというのは、規制緩和のともとの発想と逆行してしまうものですから、なかなか難しく、余り細かいことを言わないでくださいとお願いするしかないのだと思うのですけれども、その辺も難しいところかと思えます。確かに余りにばらつきがひどいときには、先生のおっしゃるような趣旨を踏まえて対応するのかなとは思っております。

○高橋部会長　そこはなかなか一長一短のところがありますので、ぜひ問題がないように運用していただければと思います。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員　先ほど来のお答えぶりを聞いていますと、何か問題があれば、御指摘を受ければ対応しますという非常に消極的な姿勢というのですか、法令所管省庁としては少し消極的過ぎるのではないかと思われます。

どうということかという、分権のことはもちろん分かるのですけれども、法を所管している立場として、現在自治体がどういうルールを定めているのか、積極的にそこは情報収集をして、その上で、問題があれば、事業者が困まって声をあげる前に対話を通じて働きかけていく。そうした取り組みが法令所管省庁の立場だと私は思っています。何か問題が起こったらその場ごとに対応するというのは、これは国民目線の行政とは言えないと思うのですが、いかがでしょうか。基本的な考え方が疑問に思えます。

○川田専門委員　関連して、私も実はそこが気になったところでございまして、この6ページの御回答の下から4行目から読みますと、細かい事項や個別の事項について自治体担当者から照会があった場合には、当該疑義照会に対して日常的に丁寧に対応する。疑義が多い場合はQ&Aの速やかな発出等により対応すべき考え、今後とも国として丁寧に対応してまいりたいと。誰に対応するのか。これを読むと、地方自治の担当者に丁寧に対応していくと読めるのです。

いろいろなローカルルールがあって非常に手続が煩雑である、コストがかかるというのは経済団体から多数出ているところではございますが、その回答が、地方自治事務だからやむを得ないということはあるでしょうけれども、それは地方に対して丁寧に対応しますよということであると、事業者目線という今回の趣旨と違うのかなと。先ほどお話しがあったように、もう少し積極的な御対応ができないのかという思いがあるのです。

○竹林生活衛生課長　自治体ごとに強い意図を持ってローカルルールを定める場合に、なかなか対応するのが難しい面があるのですけれども、そうではなくて、国の法令通知が分かりづらくてばらつくということはよくないことだと私たちも思います。

ですから、直接的には自治体の方に丁寧に対応することによって、それがばらつきをなくすことにつながるので、結果的には民間企業さんのためになるのだろうと。そういう趣旨で、直接的には自治体に丁寧に対応するのだけれども、そのことが自治体の窓口の対応の丁寧さというか、ばらつきのなさにつながると思っておりますので、そのように書かせ

ていただいたということが、川田専門委員の御質問に対するお答えです。

前半部分につきましては、地方自治の関係のこともありますので、ローカルルールがあるということ自体を何かおかしなことだと捉えるわけにはなかなかいかない中で、ただ、それこそお客様目線で考えたときに、これがばらついているのは幾ら何でも困るでしょうみたいな、そういうことに特化して対応していったほうが、地方自治の趣旨も踏まえつつ、实体经济に与える影響なども踏まえて対応できると考えています。そういう意味で、問題の多いものについて対応するということが合理的なのではないかと考えている次第です。

○高橋部会長 多分、待ちの姿勢では困りますと。積極的に不合理なローカルルール、ばらつきが出ないように、そこは御省として積極的に実情を把握されて、事前に機敏に対応していただくことをお願いしたいという趣旨だと思います。

要するに、待っていて、問題があれば対応しますということではなくて、問題がないかどうかを常に自治体と連携しながら、実情を把握しながら予防的にやっていただきたいというお願いだと。そこはよろしいですね。

では、そういうことでお願いしたい。具体論でないと分からない、この辺はもう水かけ論になってしまいますので、今後、よろしくをお願いします。

それでは、児童福祉法に参りたいと思いますが、いかがでしょうか。

これも同じだと思いますが、標準様式の策定に当たっては、ぜひ自治体の使い勝手がい

いような形で標準様式を御検討いただければと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○成田大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭、少子化対策担当） 計画に基づきまして、これから各自治体の様式等を入手して、実態がどうなっているのかということ

を踏まえて対応を検討していきたいと考えております。

○高橋部会長 もう一度言いますが、自治体の要望をよく聞いていただいて、上からこうだというのではなくて、標準様式を決めても、自治事務で私はこれについていけませんと言われればおしまいなので、そこはついていけるような丁寧なやり方で標準様式をつくっていただけるのでしょうかというお願いなのですが、そこはいかがでしょうか。

○成田大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭、少子化対策担当） 自治体の方が利用していただきやすいような様式にしていきたいと思っております。

○高橋部会長 よろしくをお願いします。

電子化についても基本的には同じでしょうか。電子メール化の話についても、ほぼ全てについて「C」となっているのです。しかしながら、自治事務だから、そこは自治体任せですというのではなくて、積極的に自治体に働きかけていただく。同じチームでも、ここにいらっしやっている課によっても全く温度差が違うわけですから、そういう意味では、できることをしっかりやっていただく姿勢でお願いしたいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○成田大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭、少子化対策担当） ⑧につきましては、電子メールで行えるようにするよう

いますが、ほかの部分につきましても、どういう形でお示しするか、これから検討したいと思えます。

○高橋部会長 本人確認や記載方法の見直しについても、IT本部とも今、連携していただいてやっておりますので、冒頭にお願いしましたように、政府全体として、もう方針化されておりますので、要らないものは全部省くというようなことで、使い勝手のいい手続にいただければと思えます。ぜひともよろしくお願ひいたします。

最後でございます。障害者総合支援法につきまして、御意見を頂戴したいと思えますが、いかがでしょうか。

これは14万件ですので、本年度コスト計測をお願いするような項目だと思えますのですが、されているということでもよろしいでしょうか。

○内山障害福祉課長 今、作業に取り組みさせていただいています。

○高橋部会長 実際にもうコスト計測の作業は始められている。

○内山障害福祉課長 どうやるかということも含めて、少し検討をさせていただいています。

○高橋部会長 コスト計測は来年度でしたか。

○谷輪参事官 今年度です。

○高橋部会長 では、今年の3月まで。それで、今、検討しているというのでできるのですか。

○内山障害福祉課長 今年度中にできますように、計測をさせていただきたいと思えます。

○高橋部会長 あと2カ月ですけれども、できるのでしょうか。

○内山障害福祉課長 それは今年度中にやることになっていきますので、やらせていただくということだと思えます。

○高橋部会長 やっていただけるということですね。分かりました。そこはぜひよろしくお願ひします。

その前提として、郵送届け出数は今の段階で把握されているのでしょうか。

○内山障害福祉課長 全自治体を把握しているわけではありませんけれども、当然、自治体によって、特に県庁と指定都市とありますので、一般的には県庁は郵送の割合が高く、指定都市などは直接持っていったほうが手早いという事情もあると思えますので、低くなっている傾向が概ねあると受けとめています。

○高橋部会長 郵送率は把握されているというわけですか。

○内山障害福祉課長 全市町村は把握していません。幾つかの自治体にお聞きしたところですが、全体的に指定権者を聞いているわけではございません。

○高橋部会長 それは2カ月中にお聞きされるということですね。全数把握しないと、どうやってコスト削減率を算定されるのですか。

○内山障害福祉課長 コスト削減の中では、当然手続に基づいて把握をしていくことにな

ると思いますけれども、現時点では全ての自治体について把握しているわけではございません。

○高橋部会長 ですから、把握していないで、どうやってコスト削減率を把握なさるのですか。

○内山障害福祉課長 だから、現時点では把握していませんということを申し上げています。コスト計算については、今年度中に決められた手続に基づいてやるように努めていきたいと思っています。

○高橋部会長 そうすると、全数把握をしていない中で、サンプルでやるということですか。それとも、全数を2カ月中に把握して、コスト削減されるということでしょうか。

○内山障害福祉課長 コスト削減については、今、作業を検討させていただいていますので、その中で検討させていただきます。

○高橋部会長 この期に及んでやり方自体も検討中というのは、私は心もとないのですけれども。

○内山障害福祉課長 そこは心もとないかもしれませんが、今年度中に努力をさせていただきますと思っています。

○高橋部会長 できなかつたらどうするのですか。

○内山障害福祉課長 どうするのですかと言われても、今年中にやると決まったら、今年中にやると。

○高橋部会長 心もとないですよと申し上げているので、やりますということをおっしゃっているので、ぜひやってください。

○内山障害福祉課長 分かりました。

○高橋部会長 あとはいかがでしょうか。

政府全体としてこれだけデジタル・ガバメント化とおっしゃる中で、電子申請の目標はお立てにならないのでしょうか。

○内山障害福祉課長 この分野でということでしょうか。

○高橋部会長 はい。

○内山障害福祉課長 それは、ほかの自治体の意見も聞きながらだと思います。自治体の進捗具合などもよくお聞きしないと、なかなか難しいところかと思っています。

○高橋部会長 先ほどからずっと申し上げているのですが、事業者はこれだけの手続をやっているわけではないですね。厚労省所管のいろいろな手続を、このサービス事業者はやっていらっしゃって、その中には電子申請が進んでいる手続もあるはずなのです。

そうすると、全体として電子申請化を進めたいというときに、サービス事業者全体としてのデジタル化について、ここだけ紙が残っているということで、ほかの関連する手続についてのデジタル化を進めようとしているインセンティブがそがれる可能性もあるわけです。

ぜひ、そういう意味で、全体として事業者の一体的なデジタル化を進める。先ほど申し

ましたように、経産省は3分の1の中小事業者について補助金を出しているわけです。そういう経産省の取組もそがないように、ここについて電子申請化も検討していただくということだと私は思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○内山障害福祉課長 障害の事業者から申しますと、こうした行政手続のほかに、報酬を申請する手続もございまして、こちらはかなり電子化が進んでいます。ただ、その中でも様々な手続がありまして、様々な事業者から簡素化の御要望も承っていますので、こうした指定の申請届出、報酬の手続、その他も含めて全体的に手続が簡素化できるように、それは積極的に検討を進めさせていただきたいと思っています。

○高橋部会長 ですから、私がお願いしたことを含めて御検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

全体、このような形でよろしいでしょうか。

本当にお忙しい中、いろいろと厚労省、特に業務繁多な省庁だと思っておりますが、お付き合いいただいて恐縮でございます。ぜひ、全体の国民経済のために、引き続き御協力をいただければと思います。

本日はどうもお忙しいところ、ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

(厚生労働省退室)

○高橋部会長 本日の議事はこれで終了いたしますが、最後に事務局から何かございませうでしょうか。

○谷輪参事官 次回の会議日程は、後日事務局から連絡いたします。

○高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたします。委員、専門委員の皆様におかれましては、連絡事項がありますので、そのままお待ちください。よろしくをお願いします。